(六)　未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととした。（租税特別措置法第三七条の一四の二関係）

(1)　当該未成年者口座に設けられる非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日又は対象年（当該居住者等がその年一月一日において一八歳である年をいう。）の一月一日のいずれか遅い日

(2)　令和八年一月一日

(七)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四〇条関係）

(1)　非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の受託者に対して所得税を課税する場合には、当該受託者について、各公益信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして、所得税法等の規定を適用する。

(2)　特定一般法人が他の公益法人等に非課税承認を受けた財産を贈与した場合における非課税措置の継続適用について、適用対象に、特定一般法人が公益目的支出計画に基づき当該財産を類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産としようとする場合を加える。

(八)　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四〇条の三の二関係）

(九)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条関係）

(1)　特例対象個人が、認定住宅等の新築等をした認定住宅等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和七年一月一日から同年一二月三一日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	五、〇〇〇万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	四、五〇〇万円
エネルギー消費性能向上住宅	四、〇〇〇万円

(2)　特例認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、令和七年一二月三一日以前に建築確認を受けた家屋についても適用対象とする。

(一〇)　公的年金等控除の最低控除額等の特例について、一1(一)の基礎控除の控除額の引上げに伴い、六五歳以上である居住者が支払を受ける公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行うこととした。（租税特別措置法第四一条の一五の三関係）

(一一)　生命保険料控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一五の五関係）

(1)　新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢二三歳未満の扶養親族を有する場合には、令和八年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
三万円以下	新生命保険料の全額
三万円超六万円以下	新生命保険料×二分の一＋一万五、〇〇〇円
六万円超一二万円以下	新生命保険料×四分の一＋三万円
一二万円超	一律六万円

(2)　旧生命保険料及び(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は六万円（改正前四万円）とする。

(三)　令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第四一条の一六の二関係）

(1)　令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が六五五万円（令和九年分以後の各年分にあっては、一三二万円）以下である場合には、基礎控除の控除額に次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算する。

イ　令和七年分及び令和八年分　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(イ)　その居住者のその年分の合計所得金額が一三二万円以下である場合　三七万円

(ロ)　その居住者のその年分の合計所得金額が一三二万円を超え三三六万円以下である場合　三〇万円

(ハ)　その居住者のその年分の合計所得金額が三三六万円を超え四八九万円以下である場合　一〇万円

(ニ)　その居住者のその年分の合計所得金額が四八九万円を超える場合　五万円

ロ　令和九年分以後の各年分　三七万円

(2)　(1)の措置は、年末調整において適用できる。

(3)　(1)の措置の創設に伴い、令和八年以後の各年における公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。

(三)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

(1)　子育て対応改修工事等に係る措置について、対象となる家屋を令和七年一月一日から同年一二月三一日までの間に自己の居住の用に供した場合についても適用対象とする。

(2)　子育て対応改修工事等を行った特例対象個人が、その年の前年に行った子育て対応改修工事等について本特例の適用を受けている場合には、その年において本特例は適用しないこととする。

2

法人課税

(一)　中小企業者等の法人税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の三の二関係）

(1)　所得の金額が年一〇億円を超える事業年度について、その事業年度の所得の金額のうち年八〇〇万円以下の金額に対する法人税率を一〇〇分の一七（改正前一〇〇分の一五）に引き上げる。

(2)　対象法人から通算法人を除外する。